

所有されている倉庫が今回の変更の対象となるかどうかを確認してみましょう

非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造など）の倉庫を所有している。

はい

倉庫内の保管温度を摂氏 10℃以下に保つことができる。

はい

倉庫そのものに冷蔵機能を備えている  
(倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない)

はい

事務所等の部分がある場合、床面積の  
2分の1以上が冷蔵倉庫である

はい

今回の改正による変更には該当しないのでご連絡は不要です。

実地調査をさせていただく必要があります。  
資産税課家屋グループ（0586-28-8966）までご連絡ください。

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ